

# 加古川市青年等就農計画認定事務取扱要領

平成 26 年 9 月 25 日

地域振興部長決定

## (目的)

第 1 条 この要領は、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定について、法及び農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 55 年農林水産省令第 34 号）で定めるほか、必要な事項を定めることを目的とする。

## (認定の申請)

第 2 条 青年等就農計画（以下「計画」という。）の認定を申請しようとする者は、青年等就農計画認定申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 申請にあたっては、現在の経営状況と目標とする計画の収支試算表、労働時間集計表、営農計画、資金計画等の関係書類を年度別に作成し、添付するものとする。

## (認定)

第 3 条 計画の認定については、加古川市農業委員会、加古川農林水産振興事務所、加古川農業改良普及センター及び関係農業協同組合の意見書（様式第 2 号）の提出を受け、加古川市が行う。

2 認定にあたっては、加古川市、加古川市農業委員会、加古川農林水産振興事務所、加古川農業改良普及センター及び関係農業協同組合を構成員として事前審査を行い、必要に応じて申請者の面接を実施し、申請者は計画の説明等を行うものとする。

3 認定にあたっては、次の各号に掲げる要件により判断する。

(1) 計画が認定基準（別表）に照らし、認定するに適切なものであるか。

(2) その他必要な事項

4 市長は、前 3 項の規定により計画を認定したときは、当該認定を受けた者（以下「認定就農者」という。）に青年等就農計画認定書（様式第 3 号）を交付するとともに、青年等就農計画認定申請書の写しを付して、その旨を加古川市農業委員会、加古川農林水産振興事務所、加古川農業改良普及センター及び関係農業協同組合に通知するものとする。

5 認定の有効期間は、計画を認定した日から起算して 5 年（既に農業経営を開始した青年等にあつては、計画を認定した日から、農業経営を開始した日から起算して 5 年を経過した日まで）とする。

6 市長は、第1項から第3項の規定により計画が認定要件に適合しないと判断し、申請を却下したときは、その旨及び却下の理由を申請者に通知しなければならない。

(計画の変更)

第4条 計画の変更を行う際の申請及び認定については、前2条の規定を準用する。

2 認定の有効期間は、変更前の計画を認定した日から起算して5年とする。

(認定の取消し)

第5条 市長は、当該認定に係る計画が第3条第3項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったとき、または認定就農者が当該認定に係る計画に従って目標を達成するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、法第14条の5第2項の規定に基づき、その認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により計画の認定を取り消したときは、青年等就農計画認定取消し通知書(様式第4号)により、その対象となる認定就農者、加古川市農業委員会、加古川農林水産振興事務所、加古川農業改良普及センター、関係農業協同組合及び青年等就農資金等の資金の貸付けを行う融資機関に通知するものとする。

(農業経営の休廃止等の届出)

第6条 認定就農者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第4項に規定する青年等就農計画認定書を添えて、農業経営休廃止等届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。この場合において、第2号の規定による届出は相続人のいずれか一人が、第3号の規定による届出のうち解散又は倒産の届出は清算人又は破産管財人が、合併の届出は合併後存続する法人又は合併により設立される法人がそれぞれ行うものとする。

(1) 農業経営を休廃止又は廃業したとき

(2) 認定就農者が死亡したとき

(3) 法人たる認定就農者が解散又は倒産、合併したとき

(4) 農業経営を家族等に継承するとき

(5) 前各号に掲げるもののほか、農業経営の休廃止等の届出を行うことが適当と認められるとき

2 市長は、前項の届出があったときは、計画の認定を取り消すことができる。

3 前条第2項の規定は、前項の取消しについて準用する。この場合において、前条第2項中「その対象となる認定就農者」とあるのは、「届出を行った者」と読み替えるものとする。

(認定後の経営状況の把握について)

第7条 市長は、認定就農者の農業経営の確立に向けた取組みを促進する観点から、認定就農者の経営管理の状況を把握するため、必要に応じて経営調査を行う。

(施行細目)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、産業経済部長が定める。

附 則

この要領は、平成26年9月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。